

利根町都市公園制限行為許可基準規定

(趣旨)

第1条 この規定は、利根町都市公園の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「規則」という。)の規定を踏まえて条例第6条の制限行為許可に関して都市公園の意義、保全と都市公園の近隣に居住する者の生活環境を保護するため、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 申請者から利根町都市公園制限行為許可申請書(様式第1号)を受理したときに町長は、条例及び規則の規定に反した行為でないか精査し、次の事項に合致する内容のみ、利根町都市公園制限行為許可書(様式第2号)を交付するものとする。

- ・都市公園内の土地の形質又は物件を損壊するおそれがないこと。
- ・火器及び危険物等を使用しないこと。ただし、安全上及び環境衛生上の対策が講じられている場合はこの限りではない。
- ・都市公園の近隣に居住する者に不快な念を感じさせるような悪臭及び騒音等が生じない行為であること。
- ・宗教的または政治的意図がなく、公共の場で実施するに値する行為であること。
- ・公共の福祉及び公序良俗に反する行為ではないこと。
- ・その他町長が認めたもの。

(補則)

第3条 町長は前条以外にも当該自治会や住民から苦情が寄せられた場合に申請者に対していつでも指示することでき、指示に従わない場合は許可を取り消すことができる。

第4条 この規定は、利根町 まち未来創造課 都市整備係が所掌し、必要に応じて改正することができる。

附 則

この規定は、令和3年9月21日から施行する。